

平成24年度

上期定期監査等報告書

帯広市監査委員

帯監査第33号
平成24年7月27日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長 野 原 一 登 様
帯 広 市 教 育 委 員 会 委 員 長 田 中 厚 一 様

帯 広 市 監 査 委 員 須 賀 重 雄
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利
帯 広 市 監 査 委 員 石 井 啓 裕

定期監査等報告書の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき、平成24年度に実施した定期監査
及び財政援助団体監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

目 次

○ 定期監査報告書

第1	監査の項目	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象部局	1
第4	監査の範囲及び方法	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の結果	1
第7	監査結果に関する意見	5

○ 財政援助団体監査報告書

第1	監査の対象団体	6
第2	監査の対象補助金	6
第3	監査の期間	6
第4	監査の方法	7
第5	監査の結果	7
第6	監査結果に関する意見	8

(参 考) 監査対象団体の概要

◎	社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会	9
◎	公益社団法人 帯広市シルバー人材センター	10

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

収入及び支出事務の執行状況について

第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理などの収納状況等の事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令などに基づき適正に執行されているか監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

第3 監査の対象部局

保健福祉部、上下水道部、生涯学習部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに執行された事務を対象とした。

2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については、抽出により実施し、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員からの事情聴取も行い実施した。

第5 監査の期間

平成24年4月4日から平成24年7月23日まで

第6 監査の結果

監査の結果は、全体的に見て適正に執行されていたが、一部において改善又は検討を要する事務処理があったので、特記事項として記載する。

1 消耗品の発注について改善を要するもの（全庁的に検討を要するもの）

契約規則では、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2者以上から見積書を徴取しなければならないが、予定価格が5万円を超えない契約をするときは見積書の徴取を省略することができる」と規定されている。

しかし、本来2者以上から見積書を徴取して購入する必要がある消耗品を分割して発注し、1者との随意契約を行っていると思われるものがあり、以下のものについて、効率的かつ効果的な事務に向けて検討が必要である。

（1）効果的な予算執行のため、一括して発注すべきもの

2者以上からの見積書徴取を省略し、同一日や近接する日付で、同一業者に5万円以下に分割して発注しているものがあつた。

適切な時期に一括して契約事務を行うことで競争原理が働き、効果的に予算を執行することができるとともに、事務処理の効率化が図られるものとする。

部 課 名		物 品 名
上下水道部	下水道課	車両用タイヤ
生涯学習部	図書館	カラープリンター用トナー
		DVDクリアロックケース
	動物園	バッテリーカー用バッテリー ゴーカート用タイヤ
選挙管理委員会事務局	選挙課	コピー用紙

（2）取扱業者が限定され、一括して発注すべきもの

見積書徴取を省略し、取扱業者が1者に限られるにもかかわらず、5万円以下に分割して発注しているものがあつた。

これらは、一括して発注することで、効率的に事務処理を行うことが可能と考える。

部 課 名		物 品 名
保健福祉部	障害福祉課	障害福祉サービス受給者証用カットシール
	保護課	保護台帳用特注ファイル
生涯学習部	スポーツ振興室	体育指導委員用ジャンパー
	図書館	図書用保護フィルム

2 部課別に特記するもの（1で指摘したものを除く）

（1）保健福祉部

ア 社会課

特記すべき事項はなかった。

イ 障害福祉課

特記すべき事項はなかった。

ウ 高齢者福祉課

特記すべき事項はなかった。

エ 介護保険課

支出事務関係では、コピー用紙の購入事務について、年度を超えて検収を行い支出しているものがあつた。

オ 健康推進課

支出事務関係では、物品供給契約書の契約日及び納入期限を適正な方法によることなく修正しているものがあつた。

カ 保護課

支出事務関係では、契約締結伺の案と条項が相違している契約書を交わしているものがあつた。

また、物品発注事務について、支出負担行為伺書とその明細書の内容が相違しているものがあつた。

(2) 上下水道部

ア 総務課

支出事務関係では、ペットボトル水製造委託業務の契約書について、決裁を経ることなく委託期間を修正しているものがあつた。

イ 料金課

収入事務関係では、水道料金及び下水道使用料の還付事務について、事由の発生日から還付充当伺の発議までに要した日数が30日を超えているものがあつた。

また、水道料金及び下水道使用料の更正に伴う調定書を作成していないものがあつた。

ウ 水道課

特記すべき事項はなかつた。

エ 下水道課

特記すべき事項はなかつた。

(3) 生涯学習部

ア スポーツ振興室

特記すべき事項はなかつた。

イ 生涯学習課

支出事務関係では、白布のクリーニングや切手の購入事務について、年度を超えて検収を行い支出しているものがあつた。

また、家庭教育研修会に関する負担金について、負担金として支出する根拠を明確にしていなかった。

ウ 文化課

支出事務関係では、文化振興事業に関する負担金について、協定の内容が不十分であり、事業ごとに市が負担する根拠を明確にしていないものがあった。

エ 図書館

図書館地域サービス事業については、ホームページで事業内容を周知しているほか、図書館、市役所の総合案内、移動図書館バス内及び新規バスステーション周辺にパンフレットを配布している。

図書館の利用状況については、本館と移動図書館を合わせた利用人員及び貸出点数が増加している一方で、移動図書館のみの利用状況は減少傾向にある。

このため、図書館では、移動図書館の貸出数の減少を課題ととらえ、要因の分析・調査を進めていく考えであり、それにあわせて、さらに幅広い周知活動の検討が必要である。

今後とも本館に足を運ぶことが困難な市民などの利便性向上に向けて、利用者の意見を聴きながら、サービス提供を行うよう努められたい。

※図書館利用状況

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
【移動図書館】					
貸出点数（点）	46,525	48,466	46,589	43,624	42,344
利用人員（人）	16,910	15,036	14,134	12,254	12,580
【本館及び移動図書館】					
貸出点数（点）	944,893	967,943	957,166	957,858	977,406
利用人員（人）	227,704	227,695	218,452	223,296	243,218

オ 百年記念館

特記すべき事項はなかった。

カ とかちプラザ

特記すべき事項はなかった。

キ 動物園

支出事務関係では、出前授業用絵本を年度末に作成したことにより、平成23年度中の活用ができなかった。

また、廃棄物の処分について、有価物としての検討をすることなく廃棄しているものがあった。

(4) 選挙管理委員会事務局

ア 選挙課

特記すべき事項はなかった。

(5) 監査委員事務局

特記すべき事項はなかった。

第7 監査結果に関する意見

定期監査の実施方法を変更してから全部課を二巡し、これまで個別に指導・指摘をいたしました事項については、おおむね改善されていることが確認できました。

その一方で、複数業者からの見積書徴取を省略するためなど、消耗品を分割して発注する事例も散見され、予算の効果的な活用を行うため、競争の導入による経済性の追求に留意するとともに効率的な事務執行に努める必要があります。

また、予算執行事務に関する基本的な事項が守られていないことも見られ、経理事務に関する研修会の実効性を高めていくことが必要であります。

さらに、水道料金と下水道使用料の還付事務については、定期監査等で折にふれチェック機能の強化について注意を喚起してきたところではありますが、結果として活かされなかったことは残念であります。

今後の予算執行に当たっては、今回指摘した事項について繰り返すことがないように、改めて全課共通の事項としてとらえていただき、適正な事務処理に努められることを望むものであります。

財 政 援 助 団 体

財政援助団体監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、次のとおり財政援助団体監査を実施した。

第1 監査の対象団体

本市が補助金を交付している団体のうち、次の団体を抽出した。

団 体 名	担 当 部 課 名
社会福祉法人帯広市社会福祉協議会	保健福祉部社会課
公益社団法人帯広市シルバー人材センター	商工観光部工業労政課

※ 公益社団法人帯広市シルバー人材センターは、平成24年4月1日に、特例民法法人から移行している。

第2 監査の対象補助金

1 社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会

補 助 対 象 事 業 名	補助対象経費	補 助 金
帯広市社会福祉協議会人件費補助 地域福祉振興事業	円 46,501,248	円 46,501,248
(地域福祉活動事業)	2,036,000	1,018,000
(ボランティア活動促進事業)	3,352,000	1,676,000
合 計	—	49,195,248

2 公益社団法人 帯広市シルバー人材センター

補 助 対 象 事 業 名	補助対象経費	補 助 金
帯広市シルバー人材センター運営事業	円 31,915,586	円 8,800,000
合 計	—	8,800,000

第3 監査の期間

平成24年4月11日から平成24年7月23日

第4 監査の方法

社会福祉法人帯広市社会福祉協議会及び公益社団法人帯広市シルバー人材センターに対する平成23年度の補助事業について、所管部及び監査対象団体から関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を受け、会計諸帳簿、証拠書類との照合等を行った。

第5 監査の結果

当該団体及び所管部について監査を行ったところ、補助事業の執行及び会計経理等については、適正に行われていたが、次のとおり改善又は検討を要する事項が見られた。

改善措置等を要すると認められた事項については、所管部において当該団体に対する適切な指導等を行われたい。

【改善・検討事項】

1 社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会

- (1) 補助事業の執行について、執行決議伺書の一部に手続が簡素化されているものがあり、経理規程等に即した事務を行われたい。
- (2) 補助金の交付について、資金収支の検討が不十分なまま概算交付申請がされているが、補助金は原則として精算払いによるものであり、提出された資金収支計画書を十分審査するとともに、団体に対して概算交付の適切な申請について指導されたい。
- (3) 人件費補助において、補助対象とする基本給、手当、法定福利費等について、対象となる個人毎の給与項目などを個別に定めて積算しており、補助事業申請書の作成等に多くの時間を要していることが窺われ、補助の対象とする人件費の項目、区分等の簡素化について検討されたい。
- (4) 補助事業完了直前に支出決定を行い、翌事業年度に支出しているほか、一般的な事務費の購入も年度末に集中していることが見られ、団体に対して当該補助事業の計画的な執行について指導されたい。

2 公益社団法人 帯広市シルバー人材センター

- (1) 当該補助事業に関して補助率が定められていないほか、補助目的に照らして補助対象経費の範囲が過大になっていると思われ、補助率を設定するとともに補助対象経費の定め方について検討されたい。
- (2) 補助金の交付について、提出された資金収支計画書に資金余剰が生じている月が見られることから、書類審査を十分に行うとともに、団体に対して概算交付の適切な申請について指導されたい。

第6 監査結果に関する意見

監査の結果につきましては、執行決議伺書の発議から領収証書の徴収まで、それぞれ適正に行われていました。

しかし、一部に事業の執行に遅れが見られるほか、簡易な手続により経理事務が行われている事例も見られましたことから、補助事業の計画的な執行等について検討する必要があると思います。

さて、地域主権改革の進展や市民ニーズの多様化などに伴い、公共サービスを提供する仕組みの変化がすすみ、社会福祉法人帯広市社会福祉協議会並びに公益社団法人帯広市シルバー人材センターが市民福祉増進に向けてそれぞれの立場で活動し、果たしている役割はますます重要なものになってきております。

今後とも、社会福祉事業の実施や連絡・調整等を通じた地域福祉の増進並びに高齢者への就業機会の提供及び拡大等を通じた活力ある社会づくりに向けまして、これまで蓄積されたノウハウを活用し、時代や環境の変化に対して、より一層の機動性を発揮されますよう期待いたします。

参 考

監査対象団体の概要

◎ 社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会

- 1 団体の設立年月日
昭和26年11月6日

- 2 団体が行う事業
 - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 居宅介護等事業
 - (8) 居宅介護等サービス事業
 - (9) 生活援護資金の貸付事業
 - (10) ボランティア活動の振興
 - (11) 愛情銀行の運営
 - (12) 幼児ことばの教室の受託運営
 - (13) 福祉人材バンクの業務の実施
 - (14) 社会参加促進事業
 - (15) 帯広市グリーンプラザ指定管理事業
 - (16) 母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - (17) その他協議会の目的達成のため必要な事業

◎ 公益社団法人 帯広市シルバー人材センター

1 団体の設立年月日

平成24年4月1日

※ 監査を行った事業期間は特例民法法人であり、以前の社団法人は昭和61年8月7日に設立されている。

2 団体が行う事業

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための、就業の機会の確保及び組織的提供
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のための無料の職業紹介事業
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (4) (1) から (3) の事業を推進するための普及啓発、安全・適正就業、調査研究、就業分野の開拓・拡大等の諸活動による、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るための事業
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業
- (6) 市が指定する指定管理者として行う公の施設管理